

輸出国事前調査について

(スペイン)

1. 調査期間等

- (1)期間:2012年7月
- (2)内容:スペインにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3)対象:スペイン農林食料環境省衛生国境管理副総局、スペイン保健社会対策省
外国衛生副局、関係団体

2. 調査結果(概要)

(1)スペイン政府の組織構造及び所掌業務

【中央政府】

①農林食料環境省

(Ministerio de Agricultura, Alimentación y Medio Ambiente : MAGRAMA)

a) 農産物の衛生総局

動物衛生及び植物衛生を所掌。動物由来製品の一次生産段階での管理と、植物衛生を管理している。飼料や生体動物、非食用の動物由来製品の輸入の管理を行っている。その他には一次生産品や生体動物における人獣共通感染症(狂犬病は除く)や残留抗生物質のサーベラントスを行っている。上述の食品や飼料、動物福祉、家畜の海外貿易等に関する国際的な問題が発生した際は、欧州連合(EU)食品獣医局 FVO(Food and Veterinary Office)と協力して対応する責任がある。

b) 農産物・市場総局

動物福祉及び飼料を所掌。動物由来の無加工製品のトレーサビリティと表示の側面から食品安全についても責任を負っている。

c) 漁業・水産養殖総局

最初の加工前までの水産物及び活貝類の管理を所掌している。

d) 食品産業総局

飼料や動物医薬、残留農薬についての研究機関である農業食品研究所(Agri-Food Laboratory : LAA)や、乳・乳製品研究機関であるスタンダール農食品研究所(Santander Agri-Food Laboratory : LAS)の管理を行っている。

②保健社会対策省

(Ministerio de Sanidad, Servicios Sociales e Igualdad : MSSSI)

・公衆衛生及び品質とイノベーション総局

輸出業者を把握し、登録管理する。対日輸出食品における食品衛生法違反

の連絡窓口となっている。その他には、人獣共通感染症の国際・国内プログラムの作成と管理(狂犬病対策など)を行っている。

③スペイン食品栄養庁

(Spanish Food Safety and Nutrition Agency :AESAN)

MSSSI 内の独立した庁であり、食品安全政策の推進及び消費者や食品業者への情報提供を行っている。

リスク評価機関として AESAN 諮問委員会(専門家グループによるリスク評価委員会)を抱え、科学的報告及び調査プログラムや専門家の業務を調整する。また、Food Risks Communication Office(OCRA)が諮問委員会の報告を広め、消費者に向けての情報政策を推進している。

a) 食品アラートと公的管理プログラムの調整副総局

各自治体の公的管理プログラムの策定と管理手順、Multi-annual National Control Plan(MNCP)、アラートネットワークの調整を行っている。

食中毒など食品安全性の問題が発生した場合、関係当局間の連絡網である迅速情報交換調整システム(SCIRI)が起動するが、このシステムの中枢を成し、食品・飼料緊急警告システム(RASFF)等との連絡拠点の役割も果たす。一次製品や飼料を除いた人獣共通感染症の国際的な調整を行い、自治体の管理における問題が発生した際には、FVO と共に査察を行う。

b) 食品リスク管理副総局

法律の策定、リスク評価に全般的な食品安全の管理、獣医公衆衛生に関する法律の制定を行う。

【地方政府】

スペインは地方によって独自の文化圏を形成している。憲法では自治州が設立できることが明記されており、50 の県があり、17 の自治州にまとめられる。自治体において、食品衛生は、農政部局と衛生部局が関係しており、一次生産を農政部局が管理し、製造・保存・流通過程を衛生部局が連携し管理している。

〈農政部局〉農場の登録、飼育頭数の調査、獣疫根絶プログラムの実施、個体識別管理、家畜の移動管理を所掌。

〈衛生部局〉食品製造施設の登録、検査員の任命、と畜場への獣医の派遣、製品の収去検査を所掌。

(2)スペインの食品衛生関係法令等

スペインは 1986 年に当時の欧州掲載共同体(EEC)に全権加盟国として加盟して

いる。その時以来、EU 委員会の確立した目標を達成しており、EU 指令に関する国内法を制定している。

食品安全にかかる法体系は、EU 法である一般食品法(Regulation 178/2002)をベースとした各衛生規則、及び実施ガイドラインに基づいて、中央政府、地方政府、業界団体、事業者が全て共通認識の上で実施している。

①EU 法

- ・食品法の一般原則の規定、ヨーロッパ食品安全局の設立及び食糧安全の問題における手順の規定(Regulation 178/2002)
- ・一般食品衛生規則(Regulation 852/2004)
- ・動物由来食品について特別衛生規定を定める規則(Regulation 853/2004)
- ・食用の動物由来製品の公的管理機関についての特別規定(Regulation 854/2004)
- ・飼料及び食品法、動物の健康及び動物の福祉法のコンプライアンスの検証を確實にするために行われる公的統制規則(Regulation 882/2004)

②スペイン国内法

- ・スペイン保健社会政策省設置法(Law 11/2001)
保健社会政策省の各機能を規定。
- ・食品製造者の衛生検査に関して(Royal Decree 191/2011)
食品製造者の一般的な衛生検査に関して規定。
- ・食肉、食肉製品及び他の動物由来製品の第三国輸出のための衛生管理
(Royal Decree 218/1999)
輸出相手国の条件に適合したものを輸出することを規定。
- ・自治体における食品市場及び製造における食品衛生の監視について
(Royal Decree 640/2006)
853/2004 に定めた動物由来食品の管理について詳細な規則を規定

(3)輸出食品の監視

①施設による輸出承認申請

輸出を希望する施設はまず、MSSSI に申請を行う。施設の管轄自治体の衛生部局に申請内容を通知し、衛生部局は施設への査察及び報告書の作成を行う。この報告を受けて、承認作業を行う。

承認がなされると、自治体を通じて施設に連絡されるとともに、輸出承認リストに掲載され、MAGRAMA の各検疫所に通知される。

②輸出手続

食品を輸出する場合は、輸出業者が申請書を検疫所宛に提出することになる。申請書は1)郵送、2)ファックス送信 3)事務所へ直接書類提出の3通りある。申請書は省を通じて州に連絡が入り、許認可要件の審査、申請に基づいた獣医の検査を受けたのち、担当州を通じて省へ連絡が入り、所定の条件の元で許可される。仕向け地により許可案件が異なるが、日本の場合には、リストリア検査が要件となる。

③衛生証明書の発行手続き

動物および動物由来食品の輸出を希望する承認施設は、海外輸出オンラインシステム CEXGAN (COMERCIO EXTERIOR GANADERO <http://cexgan.magrama.es>)を利用し、衛生証明書の発行申請を行う。申請を受け、検疫官は届出や必要書類の確認及び製品の検査を実施し、問題が無ければ検疫官(MAGRAMA 所属の獣医師)が衛生証明書を発行する。

(4) 食肉関連施設における食肉安全確保対策

①食肉処理施設および食肉加工施設における衛生管理

〈獣医師による施設の検証体制〉

- ・EU 規則によりと畜場には公務員獣医師は1名以上の常駐が義務づけられている。
- ・と畜場には、公務員獣医師とは別に施設に雇われた施設獣医師が常駐しており、施設設備の管理や HACCP の実施監督を行っている。
- ・公務員獣医師はこれらの施設獣医師の検証も含めて施設全体の検証を行っている。
- ・州の獣医責任者は各施設を巡回し、公務員獣医師を含めた施設の検証をしている。

〈作業工程〉

- 係留所(受け入れ)→放血→毛抜き→内臓除去→解体後検査→枝肉トリミング検査→計量→枝肉保管→枝肉受け入れ→各カット→包装→出荷
- ・係留所において、獣医師が農場からの添付情報と健康状態を確認する。
 - ・添付情報には、ロットの単位、動物用医薬品の投与履歴、投与した場合は休薬期間、農場全体で発生している疾病等が記載されている。
 - ・解体後検査において、内臓および体は同一個体であることが確認できる状態で検査に供される。
 - ・検査は公務員獣医師が実施する。補助員も正規獣医師の監督のもと、検査を実施する。

②食肉製造施設における衛生管理

〈獣医師による施設の検証体制〉

食肉製造施設においては、管轄州の獣医コーディネーターのもと、獣医検査官が定期的に巡回している。この査察頻度はその施設の違反状況にあわせて変更している。

〈作業工程〉

原料受け入れ→分別→塩蔵→洗浄→水切り、乾燥→熟成→脱骨→整形、スライス→包装→出荷

3. 参考法令(URL リンク)

【EU 法】

- Regulation 178/2002

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>

- Regulation 852/2004

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:139:0001:0054:en:PDF>

- Regulation 853/2004

[http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Reg853_2004\(1\).pdf](http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Reg853_2004(1).pdf)

- Regulation 854/2004

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:226:0083:0127:EN:PDF>

- Regulation 882/2004

<http://irmm.jrc.ec.europa.eu/SiteCollectionDocuments/EC-882-2004.pdf>

【スペイン国内法】

- <http://www.boe.es/legislacion/legislacion.php>

以 上